KNC NETWORK NEWS

2016年1月9日 発行

謹賀新年

年頭に際し皆様の、益々のご発展をお祈り申し上げます。 本年もあらゆる角度から皆様のお役に立てますよう努める所存でございます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。 (有)北野財経システム 北野会計事務所 大阪市淀川区西中島 7-1-26 オリエンタル新大阪ビル 707号 TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851 http://www.kngroup.jp

気になる記事

•中国景気、先行き懸念

上海株急落、人民元安など重荷に。米国の利上げペースが速まれば、米中の金利差縮小から元が一段と下落しかねない状況だ・中東分裂、混乱広がる—イランと相次ぎ断交—

経営一言:「数量の規模は今後も追いたいが、これはという異業種やベンチャー企業を機動的に中に取り込む買収も必要になる。」

(企業買収で空調世界一になったダイキン工業・井上 礼之会長)

ー所長コメント:全ての業種・業態で新しい波が起っている。M&Aも新しい経営手法として無視できないときが来た。大いに活用すべき時代である。これからはネットとM&Aの時代といえる。−

償却資産申告書は28年度分からマイナンバー記載

《税務》

償却資産申告書は、マイナンバー制度がスタートする「平成 28 年1月1日現在」の償却資産を対象とするため、平成 28 年度分、つまり、平成 28 年2月1日(月曜日)期限のものから個人番号(マイナンバー)または法人番号の記載が必要となります。

マイナンバー対応の様式は、9月 30 日の官報で公開されましたが、その中で、償却資産申告書の様式も明らかとなりました。といっても、個人番号・法人番号を記載する箇所ができたくらいですが、この時期が非常に大きな意味を持ちます。この新様式が適用される経過措置については、「平成 28 年度分の固定資産税」から適用されるとあります。

平成28年度分というのは、「平成28年1月1日時点」の償却資産について申告するものですので、次の償却資産申告書から番号が必要となります。

教育資金の一括贈与の非課税規定 《相続》

教育資金の一括贈与の非課税規定とは、直系尊属から 30 歳未満への子や孫へ教育資金を一括贈与した場合に 1500 万円までの金額が非課税となる規定です。教育資金を支払った場合には、受贈者は、教育資金の支払いに充てた金銭にかかる領収書その他の書類または記録でその支払いの事実を証するものを受贈者が選択した方法ごとに定められた次の①または②の提出期限までに、その取り扱い金融機関の営業所等の提出しなければなりません。

- ① 育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金 管理契約に係る口座から払い出す方法を選択した場合・・・領 収書等記載された支払い年月日から1年を経過する日
- ② ①以外の方法を選択した場合・・・領収書等に記載された支払い年月日の属する年の翌年3月15日

(注1)②の場合において、その年中に払い出した金銭の合計額が、金融機関等に提出した領収書で教育資金の支払いに充てたことを金融機関が確認した金額を下回るときは、その払い出した金銭の合計額が教育資金支出額となります。

(注2)①または②の選択をした後は、変更することができません。

扶養親族が国外にいる場合《税務》

国外に扶養親族がいる人は、「親族関係書類」と「送金関係書類」 の提出が求められるようになりました。(平成 27 年度税制改正)。

「親族関係書類」とは、①戸籍の附票の写し、国・地方公共団体が発行したそのほかの書類、および国外居住親族のパスポートの写し、②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類のいずれかのことです。パスポートはコピーで問題ありません。また、②は国外居住親族の氏名、生年月日および住所・居所の記載があるものに限ります。日本語訳も必要です。必要事項が上記のうちのひとつの書類でそろわなければ、複数の書類を組み合わせて、氏名、生年月日、住所、居所を明らかにしなければなりません。

一方、「送金関係書類」は、国外居住親族の生活費や教育費に充てるために支払ったことを明らかにするものです。外国送金依頼書の控えや、クレジットカードの利用明細書がその書類に該当します。 扶養控除などを適用する年に提出・提示する必要があります。なお、平成 28 年分の給与所得者の扶養控除等申告書から、その年に国外居住親族へ送金した金額の合計額を記載する欄が追加されています。

過半数が海外事業拡大の意向 《経営》

帝国データバンクがこのほど発表した「中小企業の海外進出動向 調査」によりますと、過半数の 52.5%が今後海外事業を拡大させる 意向で、新たに進出予定のある国・地域ではベトナムが 31.1%を占 め、トップでした。

海外事業を拡大させる意向と回答した企業はその理由として、(1)大企業の海外シフトの進展(2)少子高齢化で国内市場の縮小等を挙げています。「現状維持」は41.9%、「撤退縮小」は5.5%でした。進出する予定のある国・地域では、ベトナムが42社で最多でした。以下、タイ(26社)、インドネシア(22社)、ミャンマー(16社)とインド(同)が続いています。既に進出している国・地域では、中国が584社でトップ、次いでタイが285社でした。中国では人件費の上昇などで一部に撤退の動きがありますが、同社は「中国の労働力、市場規模は非常に大きいため、日系大手製造業およびその関連企業は引き続き中国事業に注力を続けるだろうと」としています。ただ、中国経済の減速などで、「チャイナ・プラスワン」ではなく、「脱中国」もしくは最初から中国以外の国を第一進出先とする動きが中小企業にもみられ始めているとも指摘しています。